



# 事業者の責務



## 事業者の責務

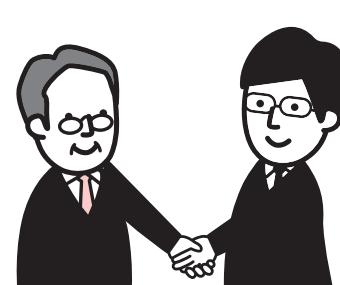
事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第7条)」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。



自己処理責任



3Rの推進



市施策への協力



## それぞれの役割を果たし、互いに連携しましょう



ごみ減量・リサイクルを推進するには、関係者同士の連携が不可欠です。自らの事業所での取り組みをはじめ、建物に入居する事業所においては建物の所有者・廃棄物管理の責任者・テナントや社員がそれぞれの役割を果たし、連携することで取り組みがより効果的なものになります。

